



箱根町記者発表資料

補助金制度創設について（中小企業等設備投資促進補助金、人材確保等支援事業補助金、新規創業促進補助金）**中小企業等設備投資促進補助金****1 目的**

町内中小企業等の設備投資の支援を促し、生産性や事業の生産性を向上させるとともに経営基盤強化を図るため、次のとおり町独自の補助金制度を創設しました。

2 内容**[補助対象者]**

令和4年1月1日から12月31日までの間に、取得価額の合計が500万円以上となる償却資産を取得した中小企業・小規模事業者・個人事業主

[補助金額] 所要経費の100分の2以内

補助上限額 30万円

[想定補助件数] 約70件

[申請書類配布] 原則、箱根町ホームページからのダウンロード

人材確保等支援事業補助金**1 目的**

人材確保や定着への取組み及び働きがいや資質向上に資する取組みを新たに行った町内中小企業等を支援するため、次のとおり町独自の補助金制度を創設しました。

2 内容**[補助対象者]**

令和4年4月1日以降に次の事業に取組まれた中小企業・小規模事業者・個人事業主
※各事業につきそれぞれ1件まで申請可能です。

①人材確保事業

働き方改革や生産性向上への取組を進める町内中小事業者等が人材確保を図ることを目的に行う取組み

②人材育成事業

町内中小事業者等の経営者又はその従業員が働き方改革や生産性向上に向けて技術、技能又は知識の習得を図るための取組み

[補助金額] 所要経費の2分の1

補助上限額 20万円

※同一事業について、連続する3年間を上限

[想定補助件数] 25件

[申請書類配布] 原則、箱根町ホームページからのダウンロード

新規創業促進補助金

1 目的

国の特定創業支援等事業を活用して登録免許税半額軽減を受けた方に対し、残りの半額相当額を支援することで、創業の裾野を広げ、創業者を後押しするため、次のとおり町独自の補助金制度を創設しました。

2 内容

[補助対象者]

- ・事業を営んでいない個人又は開業届に記載した開業日から5年を経過していない個人事業主で、令和4年4月1日以降に新たに会社を設立した者
- ・「特定創業支援等事業」を受け、町の証明を受けた者（小田原箱根商工会議所の創業相談窓口において、経営、財務、人材育成、販路開拓について、1回1時間程度の創業相談指導を1カ月以上にわたり4回以上実施し、4分野の知識が身についたと認められる者）

[補助金限度額] (1) 株式会社 7万5千円
(2) 合同会社、合名会社又は合資会社 3万円

[想定補助件数] 10件

[申請書類配布] 原則、箱根町ホームページからのダウンロード

町長コメント

新型コロナウイルス感染症のまん延により箱根町の観光産業は大きな影響を受けてきました。

アフターコロナに向けて、町内事業所のリニューアル等の設備投資や人材の確保・育成に意欲的に取り組む町内事業者を支援するため、2つの補助金制度を創設しました。

さらに、町内で新たに会社を設立する創業者を後押しするための補助金制度を創設し、産業及び雇用の創出による地域経済の活性化を図ります。

事業者の皆さまには、これらの支援策を活用していただくことでハード、ソフトの両面から事業の質の向上を図っていただき、箱根という観光地の魅力アップ・地域の活性化につなげていただきたいと期待しております。

照会先

箱根町企画観光部観光課産業振興係 担当 金子

電 話 0460-85-7410

E-mail kankou@town.hakone.kanagawa.jp